

# 新宮系自家用発電設備保守点検業務特記仕様書

## 1. 業務の目的

- (1) 本仕様書は、播磨高原広域事務組合（以下「発注者」という。）が管理する上水道施設の自家用発電設備とその付帯施設等の点検業務を実施することとし、未然に故障等を防止し、安定供給の確保を目的とする。

## 2. 関連法令及び条例の遵守

- (1) 受注者は、業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

## 3. 安全等の確保

- (1) 受注者は、業務を履行するにあたり、発注関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。  
また、事故等が発生しないよう現場責任者、配置する従業員等に常に安全教育の徹底を図り、感電、墜落、事故等に十分注意するものとし、必要に応じて保安防具等を着用すること。  
なお、事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合には、その指示に従わなければならない。

## 4. 提出書類

- (1) 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を、発注者に遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。

## 5. 打合せ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、現場責任者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
- (2) 現場責任者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合速やかに監督員と協議しなければならない。

## 6. 履行計画書

- (1) 受注者は、契約締結後 30 日以内に履行計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。履行計画書には、下記事項を記載するものとする。  
① 業務内容 ②業務工程表 ③履行体制（点検組織、連絡体制） ④安全管理 ⑤その他
- (2) 受注者は、履行計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更履行計画書を提出しなければならない。

- (3) 監督員が特に指示した事項については、受注者はさらに詳細な履行計画に係る資料を提出しなければならない。

## 7. 衛生管理

1. 本業務により浄配水工程の水に接触が想定される作業が発生する場合、従事する者は、次の各号に示す感染性疾病に罹患していないことの証明として、検査資格を有する機関の発行した健康診断書（細菌検査）を提出すること。なお、業務の期間が健康診断書の発行日から起算して1年を超える場合は、当該起算日から1年を超えない期日までに新たに健康診断書を提出すること。

・細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（0157）、腸チフス、パラチフス

## 8. 貸与品等

- (1) 業務等に必要図書等は発注者の所有するものを使用できるものとする。その場合、事前に監督員の承諾を得るものとする。
- (2) 受注者は、貸与された図書等の必要がなくなった場合は、直ちに監督員に返却するものとする。
- (3) 受注者は、貸与された図書等を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

## 9. 作業要領書の提出

- (1) 受注者は、本作業実施前に作業要領書を提出し監督員の了解を得なければならない。

## 10. 業務名並びに履行箇所

- (1) 業務名並びに履行箇所は、以下のとおりとする。

業務番号：上役第 R08-7 号

業務名：新宮系自家用発電設備保守点検業務

住 所：たつの市新宮町下野地内外

履行箇所：新宮新水源、新宮第1中継ポンプ場、新宮第2中継ポンプ場

履行期間：契約日から令和9年1月15日まで

## 11. 履行対象機器の形式等

- (1) 履行対象機器の形式・台数等については、図面（別冊）、点検項目表（別紙1）、点検対象機器リスト（別紙2）のとおりとする。

## 12. 点検項目及び部品交換

- (1) 点検及び部品交換項目については、点検項目表（別紙1）、点検対象機器並びに部品交換リスト（別紙2）のとおりとする。なお、点検中に異常が発見され、別途部品交換が必要な場合は、監督員と協議をおこなうこととする。
- (2) 点検並びに必要な部品交換、現地試験に係る仮設電源等必要なものはすべて受注者の負担とする。

- (3) 必要とする部品交換にて使用済み旧品については、関係法令に基づき受注者の責任において適切に処理すること。
- (4) 受注者は作業日報を作成し作業毎に監督員の確認を受けること、記載内容については、監督員と協議のうえ決定することとする。また、特記する内容がある場合は記載すること。

### 13. 業務報告書類

- (1) 受注者は、業務報告書類として、下記のことを提出することとする。
  - ① 業務報告書（業務履行結果の概要、点検結果による技術的所見、点検記録及びデータ類をとりまとめたもの） 納品部数：2部
  - ② 写真、ネガ（各機器着工前，作業中，交換部品新旧，完了を撮影。） 納品部数：1部  
カラー写真とし、サイズはサービス版とする。  
※ デジタル写真可。その場合、ネガに代わり CD-R 等に記録し、ハードケースに収納したものを提出すること。
  - ③ 上記①を電子化し、CD-R 等に記録し、ハードケースに収納したもの。納品部数：1部
  - ④ その他監督員が指示した事項及びこれに対する措置事項 納品部数：監督員の指示による

### 14. 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、工程・作業方法について、事前に監督員と協議をおこなうこととする。

## 点検項目表

対象機器	点検内容
自家用発電設備	<p>(制御盤)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外観全般の汚損・破損・発錆 (目視・清掃)</li> <li>・ 部品の過熱・変色の有無 (目視)</li> <li>・ 表示灯 (球切れ取替え)</li> <li>・ タイマー (動作確認)</li> <li>・ 制御盤電圧確認 (測定)</li> </ul> <p>(蓄電池)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外観全般の汚損・破損 (目視・清掃)</li> <li>・ 比重・セル電圧の測定 (測定)</li> </ul> <p>(充電器)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浮動・均等充電の確認 (調整)</li> </ul> <p>(発電機)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外観の異常 (目視・清掃)</li> <li>・ ブラシ・スリップリングの磨耗 (目視) ※新宮新水源のみ実施</li> <li>・ 整流器の取付状態 (目視・増し締め)</li> </ul> <p>(ディーゼルエンジン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 油・水漏れの有無 (目視)</li> <li>・ 潤滑油の汚れ・量の確認 (目視)</li> <li>・ プライミングポンプの動作 (油圧確認)</li> <li>・ 各種ホース類の異常 (目視・触覚)</li> <li>・ 冷却水量の確認 (目視)</li> <li>・ ヒーターの異常 (通電電流の測定)</li> <li>・ ファンベルトの張り・損傷 (目視・触覚)</li> </ul> <p>(冷却水タンク)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水量・漏れ・内部錆の確認 (目視)</li> </ul> <p>(燃料タンク)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 油量・漏れの確認 (目視)</li> </ul> <p>(接地抵抗測定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3種接地 (接地抵抗計)</li> </ul> <p>(絶縁抵抗測定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回路—大地間 (絶縁抵抗計)</li> </ul> <p>(シーケンス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護装置試験 (シーケンステスト実施)</li> </ul>

	<p>(起動・停止)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 起動・停止タイムスケジュール確認 (ストップウォッチにて測定)</li><li>・ 自動起動回路 (試験又模擬 SW にて実施)</li></ul> <p>(試運転確認)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ AVR 動特性試験 (無負荷運転にて電圧調整範囲測定)</li><li>・ エンジン油・水漏れの確認 (目視)</li><li>・ 異常振動がないか (触覚)</li><li>・ 換気状況 (目視)</li><li>・ 実負荷運転確認 (指示計器等にて確認)</li></ul> <p>※新宮新水源のみ実施</p> <p>(点検後確認)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ SW・NFB の選択位置 (点検前・後記録)</li></ul>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 別紙2

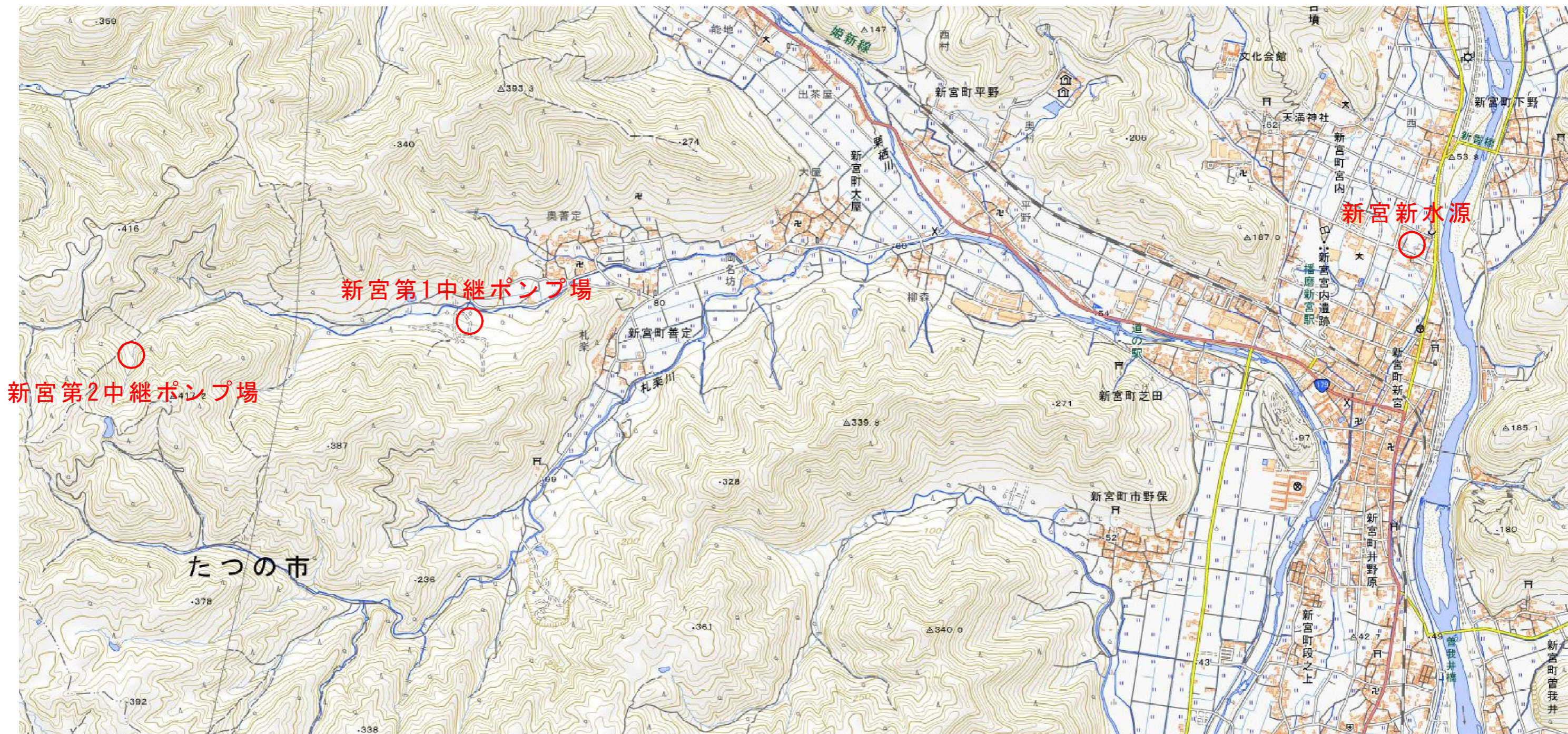
## 点検対象機器並びに部品交換リスト

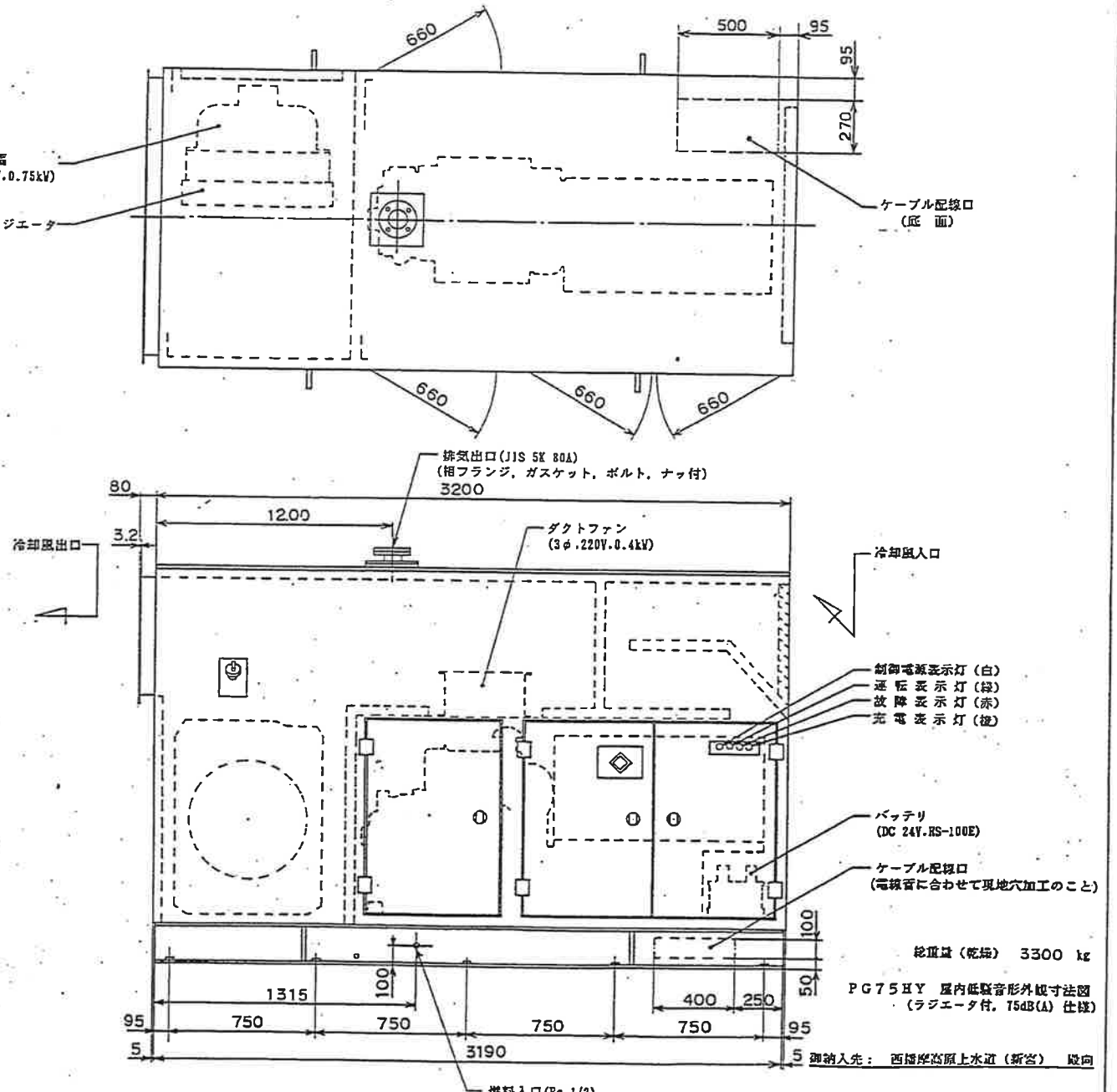
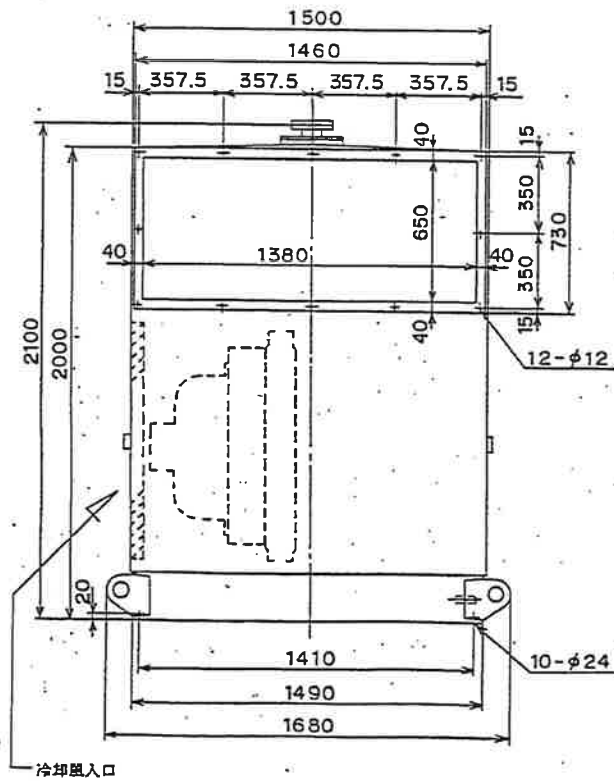
設置場所・住所	機器名称	型式	交換部品名	交換部品名	数量	単位	実施内容	
新宮新水源 たつの市新宮町下野652-1	自家用発電設備	PG-75HY-ROS 製番:FJK347L0101 エンジン:S6E2(三菱重工) 発電機:CFC(三菱電機) 定格出力:75kVA バッテリー:HS-80-6	エンジンオイル	API-CF級	12	L	交換	
			オイルエレメント	34740-00100 (Oリング含む)	1	個	交換	
			冷却水クーラント	ディーゼルロングライフ	6	L	交換	
新宮第1中継ポンプ場 たつの市新宮町善定588-1	自家用発電設備	PG-140HY-ROS 製番:CJK067T0101 エンジン:6D16T(三菱自動車) 発電機:CFC(三菱電機) 定格出力:140kVA バッテリー:HS-100-6	エンジンオイル	API-CF級	14	L	交換	
			オイルエレメント	ME021074 (Oリング含む)	1	個	交換	
			冷却水クーラント	ディーゼルロングライフ	8	L	交換	
新宮第2中継ポンプ場 たつの市新宮町善定649-4	自家用発電設備	PG-140HY-ROS 製番:CJK067T0102 エンジン:6D16T(三菱自動車) 発電機:CFC(三菱電機) 定格出力:140kVA バッテリー:HS-100-6	エンジンオイル	API-CF級	14	L	交換	
			オイルエレメント	ME021074 (Oリング含む)	1	個	交換	
			冷却水クーラント	ディーゼルロングライフ	8	L	交換	

別冊

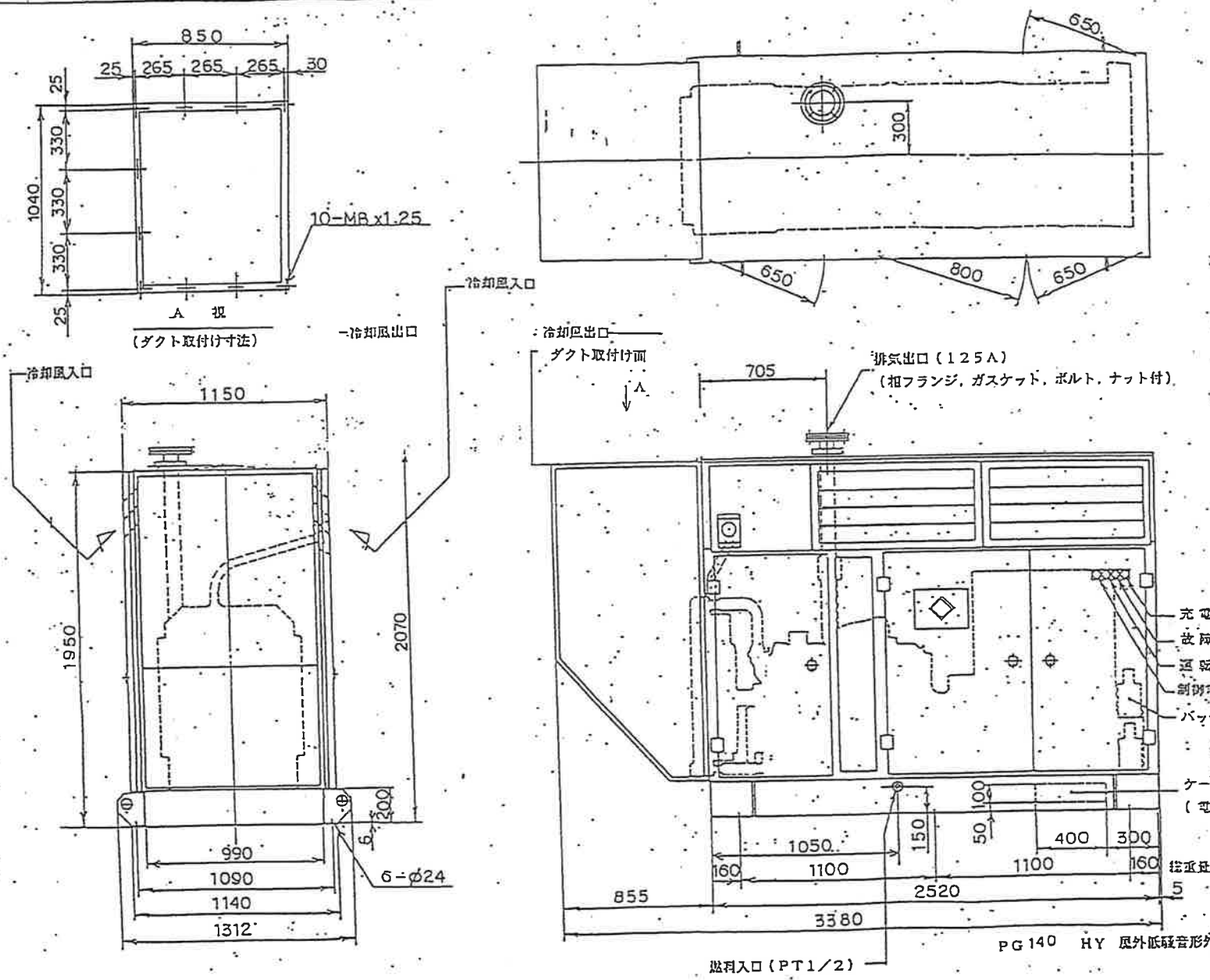
図面一式

# 施設位置図 S=non









- 充電表示灯 (緑)
- 故障表示灯 (赤)
- 運転表示灯 (緑)
- 制御電源表示灯 (白)
- バッテリー (DC24V, NS-100E)

ケーブル配線口  
(電線管に合わせて  
現地穴加工のこと)

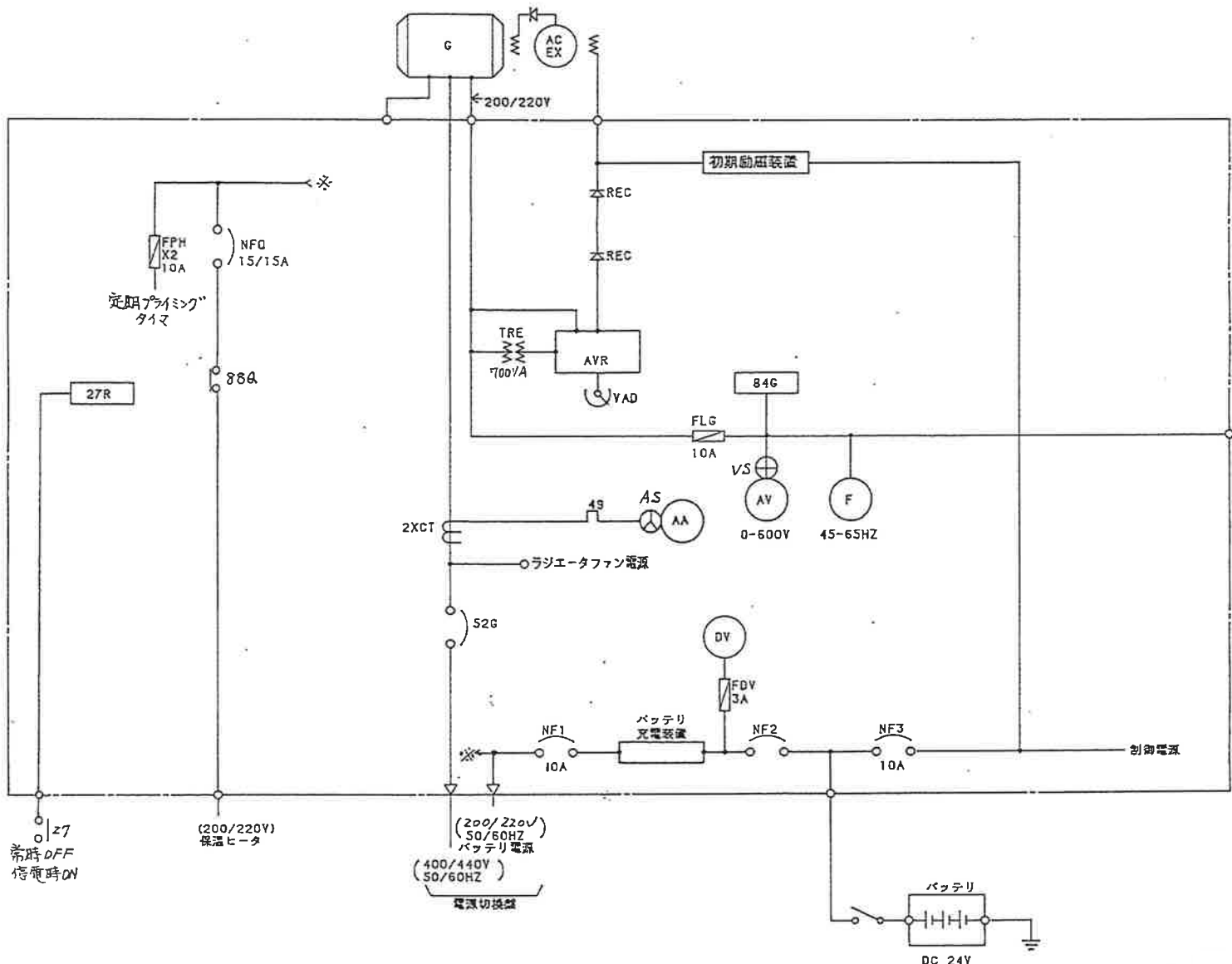
総重量 (乾重) 2920 kg

S06-6686

PG 140 HY 風外低騒音形外観寸法図 (ラジエータ付)  
(排気出口フランジ式)

第1・第2 中継ポンプ場自家発電設備

作成日付	検 認	三菱電機株式会社
昭和 年 月 日	中務	図面番号 C3E1671



PG154HG1

比 図 先									

MITSUBISHI ELECTRIC		第1・第2 中継ポンプ場 自家発電設備		G1
		単線接続図		
日 付 DATE	1989-11-18	作 図 DRAWN	三 井	C3J2470
検 査 CHECKED	三 井	認 可 APPROVED	三 井 (印)	